

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成17年6月 第1回訂正分)

株式会社アドバンスト・メディア

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成17年6月7日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成17年5月23日付をもって提出した有価証券届出書及び平成17年6月1日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集15,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成17年6月6日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し(オーバーアロットメントによる売出し)2,250株の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(欄外注記の訂正)

(注) 2. 上記とは別に、平成17年5月23日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式2,250株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。

(注) 2. の全文削除

2【募集の方法】

平成17年6月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成17年6月6日開催の取締役会において決定された発行価額(119,000円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。(略)

(欄外注記の訂正)

- (注) 3. 発行価額の総額は、商法上の発行価額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、平成17年6月6日開催の取締役会決議により決定した資本に組入れる額に基づき算出した金額であります。
5. 仮条件(140,000円~160,000円)の平均価格(150,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は2,250,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(欄内の数値の訂正)

「発行価額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「119,000」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「59,500」に訂正。

(欄外注記の訂正)

- (注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、140,000円以上160,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成17年6月15日に引受価額と同時に決定する予定であります。
需要の申込みの受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
- ① 音声認識の技術力が高いこと。
 - ② 音声認識技術が電子カルテ、議会議事録向けなど様々な媒体に組み込まれ、実用化されつつあること。
 - ③ マーケット拡大の可能性はあるが、今後開拓されていく分野であるため、マーケット規模の数値による予測が難しいこと。
- 以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規公開株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は140,000円から160,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と平成17年6月7日に公告した商法上の発行価額(119,000円)及び平成17年6月15日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
7. 引受価額が発行価額(119,000円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

(欄内の数値の訂正)

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村証券株式会社10,800、イー・トレード証券株式会社3,150、新光証券株式会社600、ウツミ屋証券株式会社300、楽天証券株式会社150」に訂正。

(欄外注記の訂正)

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成17年6月15日)に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、100株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額の総額（円）」の欄：「1,932,000,000」を「2,070,000,000」に訂正。

「差引手取概算額（円）」の欄：「1,906,000,000」を「2,044,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件（140,000円～160,000円）の平均価格（150,000円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額2,044,000千円については、主に音声認識技術の改良、音声認識と連携し利用者の使い易さを向上させる対話技術、自然言語処理技術等の新規技術の開発資金に1,454,000千円を充当する計画であります。

上記以外では、設備投資資金290,000千円、投融資資金（サービス事業に関連する事業出資等）300,000千円に充当する方針ですが具体的な投融資先や資金需要が発生するまでは、安定性の高い金融商品で運用する予定であります。

(注) 1. 「1 新規発行株式」の(注) 2.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限310,500千円についても、全額を主に音声認識技術の改良、音声認識と連携し利用者の使い易さを向上させる対話技術、自然言語処理技術等の新規技術の開発資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「315,000,000」を「337,500,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額（円）」の欄：「315,000,000」を「337,500,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件（140,000円～160,000円）の平均価格（150,000円）で算出した見込額であります。

第二部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

なお、平成16年6月29日開催の定時株主総会において定款の一部を変更し「当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。」旨を定款に定めております。

第5 【経理の状況】

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

注記事項

【関連当事者との取引】

第6期事業年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

1 子会社等

（欄外注記の訂正）

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（訂正前）

※1 音声認識エンジンの研究開発の製作委託については、契約に基づき、同社から提示された金額を基礎として、毎期交渉の上、取引価格を決定しております。

（訂正後）

※1 音声認識エンジンの研究開発の委託については、契約に基づき、同社から提示された金額を基礎として、毎期交渉の上、取引価格を決定しております。

第四部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

2 【取得者の概況】

(11) 平成17年4月20日発行の新株予約権

（欄内の訂正）

「Michael Finke」の「取得者と提出会社との関係」：「関連会社役員」を「特別利害関係者等（関連会社役員）」に訂正。

「Detlef Koll」の「取得者と提出会社との関係」：「関連会社役員」を「特別利害関係者等（関連会社役員）」に訂正。

第3 【株主の状況】

（欄内の訂正）

「氏名又は名称」：「Alexander Waibel」を「Alexander Waibel (注) 10」に訂正。

「氏名又は名称」：「Michael Finke」を「Michael Finke (注) 10」に訂正。

「氏名又は名称」：「Detlef Koll」を「Detlef Koll (注) 10」に訂正。

（欄外注記の追加）

（注）10. 特別利害関係者（当社資本的関係会社の役員）